

資料

I 長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催状況

会議	開催日	内容
第1回	令和4年12月20日	(仮称)長崎市子どもの貧困対策推進計画の素案について
第2回	令和5年3月23日	(仮称)長崎市子どもの貧困対策推進計画の最終案について

※令和4年度の児童福祉専門分科会のうち、「子どもの貧困対策推進計画」に関する審議を行った会議及び内容のみ記載。

【参考資料Ⅰ】 国の「子供の貧困対策に関する大綱」（抜粋）

(1) 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

(2) 基本の方針

<分野横断的な基本方針>

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

<分野ごとの基本方針>

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

国の「子供の貧困に関する指標」

指標		直近値	算出方法
教育の支援			
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		93.7% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。)の卒業生総数のうち、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学した者の数の占める割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		4.1% (平成30年4月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年3月までに中退した者の数を除いたもの (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		36.0% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって、高等学校(中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校、専修学校(高等課程又は一般課程)、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数のうち、大学、短期大学、専修学校(専門課程又は一般課程)又は各種学校への進学した者の割合 (出所:厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8% (平成30年5月1日現在)	その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度の翌年度(5月時点)に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
	高等学校等卒業後	30.8% (平成30年5月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校(3学年)を修了した者の数のうち、大学、短期大学、高等専門学校(4学年に進級した者)、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設への進学している者の数の占める割合 (出所:厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されている者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	95.9% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、高等学校又は高等専門学校に在籍している者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)

	高等学校等卒業後	58.5% (平成28年11月1日現在)	母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、大学、短期大学、専修学校又は各種学校に在籍している者の割合 (出所:全国ひとり親世帯等調査)
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の割合 (出所:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 (平成30年度)	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数 (出所:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	58.4% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された小学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	89.0% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された中学校の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		65.6% (平成29年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)	「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 (出所:文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
	中学校	56.8% (平成30年度)	
高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数 (注)高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始 (出所:独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)
	短期大学	—	
	高等専門学校	—	
	専門学校	—	

生活の安定に資するための支援			
電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))
	子供がある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))
食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※) 食料が買えない経験(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%) 衣服が買えない経験(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%)
	子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※) 食料が買えない経験(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%) 衣服が買えない経験(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	ひとり親世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))
	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	子供がある世帯で等価可処分所得が第Ⅰ～Ⅲ十分位の世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所:生活と支え合いに関する調査(特別集計))

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援			
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成27年)	母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所:国勢調査)
	父子世帯	88.1% (平成27年)	父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所:国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4% (平成27年)	就業している母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所:国勢調査)
	父子世帯	69.4% (平成27年)	就業している父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所:国勢調査)

経済的支援			
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成27年)	貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供(17歳以下)の数を子供の数で除したもの (出所:国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	7.9% (平成26年)	貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子供(17歳以下)の数を子供の数で除したもの (出所:全国消費実態調査)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成27年)	貧困線に満たない大人一人(18歳以上 65歳未満)と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所:国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	47.7% (平成26年)	貧困線に満たない大人一人(18歳以上)と子供(17歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所:全国消費実態調査)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成28年度)	養育費の取決めをしている母子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査)
	父子世帯	20.8% (平成28年度)	養育費の取決めをしている父子世帯の親の数を父子世帯の親の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8% (平成28年度)	養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査(特別集計))
	父子世帯	90.2% (平成28年度)	養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数を父子世帯の子供の数で除したもの (出所:全国ひとり親世帯等調査(特別集計))

<国の「指標の改善に向けた重点施策」>

1 教育の支援

- (1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
 - (幼児教育・保育の無償化)
 - (幼児教育・保育の質の向上)
- (2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - (スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等)
 - (学校教育による学力保障)
- (3) 高等学校等における修学継続のための支援
 - (高校中退の予防のための取組)
 - (高校中退後の支援)
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
 - (高等教育の修学支援)
- (5) 特に配慮を要する子供への支援
 - (児童養護施設等の子供への学習・進学支援)
 - (特別支援教育に関する支援の充実)
 - (外国人児童生徒等への支援)
- (6) 教育費負担の軽減
 - (義務教育段階の就学支援の充実)
 - (高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減)
 - (生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減)
 - (ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減)
- (7) 地域における学習支援等
 - (地域学校協働活動における学習支援等)
 - (生活困窮世帯等への学習支援)
- (8) その他の教育支援
 - (学生支援ネットワークの構築)
 - (夜間中学の設置促進・充実)
 - (学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保)
 - (多様な体験活動の機会の提供)

2 生活の安定に資するための支援

- (1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - (妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)
 - (特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)
- (2) 保護者の生活支援
 - (保護者の自立支援)
 - (保育等の確保)
 - (保護者の育児負担の軽減)

- (3) 子供の生活支援
 - (生活困窮世帯等の子供への生活支援)
 - (社会的養育が必要な子供への生活支援)
 - (食育の推進に関する支援)
- (4) 子供の就労支援
 - (生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援)
 - (高校中退者等への就労支援)
 - (児童福祉施設入所児童等への就労支援)
 - (子供の社会的自立の確立のための支援)
- (5) 住宅に関する支援
- (6) 児童養護施設退所者等に関する支援
 - (家庭への復帰支援)
 - (退所等後の相談支援)
- (7) 支援体制の強化
 - (児童家庭支援センターの相談機能の強化)
 - (社会的養護の体制整備)
 - (市町村等の体制強化)
 - (ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進)
 - (生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進)
 - (相談職員の資質向上)

- 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
 - (1) 職業生活の安定と向上のための支援
 - (所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現)
 - (2) ひとり親に対する就労支援
 - (ひとり親家庭の親への就労支援)
 - (ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立)
 - (ひとり親家庭の親の学び直しの支援)
 - (企業表彰)
 - (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
 - (就労機会の確保)
 - (親の学び直しの支援)
 - (非正規雇用から正規雇用への転換)
- 4 経済的支援
 - (児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)
 - (養育費の確保の推進)
 - (教育費負担の軽減)

【参考資料2】 長崎県子どもの貧困対策推進計画（抜粋）

(1) 計画の理念

長崎県のすべての子どもたちが、夢と希望を持って健やかに成長できる社会の実現を目指し、子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どものことを第一に考え、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

(2) 計画の基本方針と重点施策

本県の子どもの貧困対策については、子どもの現状や、国の新大綱を踏まえ、以下の基本方針のもと、4つの分野で重点施策を定め、総合的に推進していきます。

また、子どもの貧困対策の大きな要素となる良質な雇用の場の創出や、産業振興については、「長崎県総合計画」及び「まち・人・しごと創生総合戦略」を策定し、その実現に向け、全力をあげて取り組んでいるところであり、これらの取組とも連動しながら、施策を推進していきます。

【基本方針】

- 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで切れ目のない支援の推進
- 支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭の早期発見・支援の推進
- 市町をはじめ関係機関と連携した取組の推進

重点施策1) 教育の支援

- ・ 家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けられる機会が必要であり、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけ、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、貧困家庭の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげるとともに、教育費の負担軽減や、高校中退を防止するための支援、中退後の継続的なサポートなど、教育の支援に必要な措置を講じていきます。

重点施策2) 生活の安定に資するための支援

- ・ 貧困の状況にある家庭や子どもは、経済的な困窮のみならず、心身の健康、家庭、人間関係など複合的で多くの困難を抱えていることが多く、また、地域社会からの孤立などにより、必要な支援を受けることができず、一層困難な状況に陥りやすい可能性があるため、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、居場所づくりや気軽に相談できる体制の整備など、子どもとその保護者の生活の安定に資するための措置を講じていきます。
- ・ また、各種事業に取り組むにあたっては、ひとり親家庭への支援制度や生活困窮者自立支援制度、生活保護制度などの関連制度と一体的な支援を図っていきます。

重点施策3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・ 安定した生活を送るためには、親の就労状況が安定していることが重要です。また、親が働く姿を見せることで、子どもが働くことの価値や意味を学ぶためにも重要です。ひとり親のみならず、生活が困難な状態にある世帯については、保護者の状況にあったきめ細やかな支援を図るなど、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援のために、必要な措置を講じていきます。

重点施策4) 経済的支援

- ・ 保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合は、児童扶養手当や児童手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金などの公的支援を組み合わせ、世帯の生活基盤を支えていく必要があります。こうした制度の周知を図るとともに、確実に制度につなぐための仕組みづくりを進め、経済的支援のために必要な施策を講じていきます。

(3) 計画の指標と目標値

国の新大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果などを検証・評価するために39の指標を掲げています。本計画においても、国との比較を含め、本県の子どもの貧困対策の状況を把握し、施策の効果などを検証・評価するために、指標を設定することとします。本県の指標については、国の指標のうち、都道府県ごとのデータがあり、計画の推進状況を把握するうえで必要と判断した重点施策に関する32の指標と、分野横断的な施策に関する2つの指標を設定し、改善に向けて取り組むこととします。

長崎県の指標と目標値

重点施策1) 教育の支援

NO	指標	現行値	目標値	全国
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	94.9% (H26~30の平均①)	95.4%	93.7% (H30.4.1現在①)
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	5.0% (H26~30の平均①)	全国直近値	4.1% (H30.4.1現在①)
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	25.3% (H30.4.1現在①)	全国直近値	36.0% (H30.4.1現在①)
4	児童養護施設の子どもの進学率	中学校卒業後 100% (H30年度 a)	100%	95.8% (H30.5.1現在②)
5		高等学校等 卒業後 34.1% (H30年度 a)	45%	30.8% (H30.5.1現在②)
6	ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園等)	調査予定 (R2年度 b)		81.7% (H28.11.1現在③)
7	ひとり親家庭の子どもの進学率	中学校卒業後 94.6% (H29年度 b)	全国直近値	95.9% (H28.11.1現在③)
8		高等学校等 卒業後 46.8% (H29年度 b)	全国直近値	58.5% (H28.11.1現在③)
9	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.2% (H30年度④)	1.0%	1.4% (H30年度④)
10	全世帯の子どもの高等学校中退者数	324人 (H30年度④)	250人	48,594人 (H30年度④)
11	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校 66.4% (H30年度 c)	70%	50.9% (H30年度⑤)
12		中学校 82.1% (H30年度 c)	85%	58.4% (H30年度⑤)
13	スクールカウンセラーの配置率	小学校 40.8% (R元年度 c)	50%	67.6% (H30年度⑥)
14		中学校 77.3% (R元年度 c)	80%	89.0% (H30年度⑥)

重点施策2) 生活の安定に資するための支援

NO	指標		現行値	目標値	全国
15	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気・ガス・水道などが止まった経験 4.8% (H30年度 d)	現行値改善	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (H29年⑧)
16		子どもがある全世帯	電気・ガス・水道などが止まった経験 1.5% (H30年度 d)		電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (H29年⑧)
17	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	必要な食料品が買えなかった経験 7.3% 必要な服や靴を買うのを控えた経験 31.5% (H30年度 d)	現行値改善	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (H29年⑧)
18		子どもがある全世帯	必要な食料品が買えなかった経験 3.0% 必要な服や靴を買うのを控えた経験 19.4% (H30年度 d)		食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (H29年⑧)
19	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	悩みや子育ての相談などができる人が欲しいがいない 5.7% (H30年度 d)	現行値改善	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (H29年⑧)
20	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	悩みや子育ての相談などができる人が欲しいがいない 3.8% (H30年度 d)	現行値改善	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (H29年⑧)

重点施策3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

NO	指標		現行値	目標値	全国
21	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	90.5% (H29年度 b)	現行値改善	80.8% (H27年⑨)
22		父子世帯	95.5% (H29年度 b)		現行値改善
23	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	50.6% (H29年度 b)	現行値改善	44.4% (H27年⑨)
24		父子世帯	66.5% (H29年度 b)		全国直近値

重点施策4) 経済的支援

NO	指標	現行値	目標値	全国
25	子どもの貧困率	11.2% (H30年度 d)	現行値改善	13.5% (H30年 ^⑩)
26				7.9% (H26年 ^⑪)
27	ひとり親世帯の貧困率	30.2% (H30年度 d)	現行値改善	48.1% (H30年 ^⑩)
28				47.7% (H26年 ^⑪)
29	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯 32.9% (H29年度 b)	全国直近値	42.9% (H28年度 ^③)
30		父子世帯 10.7% (H29年度 b)		20.8% (H28年度 ^③)
31	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	母子世帯 調査予定 (R2年度 b)		69.8% (H28年度 ^③)
32		父子世帯 調査予定 (R2年度 b)		90.2% (H28年度 ^③)

分野横断的な施策

NO	指標	現行値	目標値
①確実に支援につなぐ仕組みづくり			
1	支援制度を知らないと回答した 貧困線を下回る世帯の割合 (※児童扶養手当はひとり親世帯の割合)	就学援助費 8.8%、児童扶養手当 3.5%、 生活保護 5.2%、 行政や社会福祉協議会からの貸付金 33.7%、 高等学校等就学支援金 28.5% (平成30年度 d)	現行値改善
②地域における支援体制の充実強化			
2	計画を策定した市町数	13市町 (R2.3末現在 a)	20市町 (小賀値町除く)

(1) 事業体系図

＜重点施策＞	
重点施策 1 教育の支援	
	(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
	① 幼児教育・保育の無償化
	② 幼児教育・保育の質の向上
	(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
	① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等
	② 学校教育による学力保障
	(3) 高等学校等における修学継続のための支援
	① 高校中退の予防のための取組
	② 高校中退後の支援
	(4) 大学等進学に対する教育機会の提供
	① 高等教育の修学支援
	② 県立大学生に対する経済的支援
	(5) 特に配慮を要する子どもへの支援
	① 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援
	② 特別支援教育に関する支援の充実
	③ 外国人児童生徒等への支援
	(6) 教育費負担の軽減
	① 義務教育段階の就学支援の充実
	② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減
	③ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減
	④ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
	(7) 地域における学習支援等
	① 地域学校協働活動における学習支援等
	② 生活困窮世帯等への学習支援
	(8) その他の教育支援
	① 夜間中学の設置促進・充実
	② 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保
	③ 多様な体験活動の機会の提供
重点施策 2 生活の安定に資するための支援	
	(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
	① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援
	② 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
	(2) 保護者の生活支援
	① 保護者の自立支援
	② 保育等の確保
	③ 保護者の育児負担の軽減

(3) 子どもの生活支援
①生活困窮世帯等の子どもの生活支援
②社会的養育が必要な子どもへの生活支援
③食育の推進に関する支援
(4) 子どもの就労支援
①生活困窮世帯等の子どもの進路選択等の支援
②高校中退者等への就労支援
③児童福祉施設入所児童等への就労支援
④子どもの社会的自立の確立のための支援
(5) 住宅に関する支援
(6) 児童養護施設退所者等に関する支援
①家庭への復帰支援
②退所等後の相談支援
(7) 支援体制の強化
①児童家庭支援センターの相談機能の強化
②社会的養護の体制整備
③市町等の体制強化
④ひとり親支援に係る窓口のワンストップ化等の推進
⑤生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進
⑥相談職員の資質向上
重点施策 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
(1) 職業生活の安定と向上のための支援
①職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
(2) ひとり親に対する就労支援
①ひとり親家庭の親への就労支援
②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立
③ひとり親家庭の親の学び直しの支援
④企業表彰
(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
①就労機会の確保
②親の学び直しの支援
③非正規雇用から正規雇用への転換
重点施策 4 経済的支援
(1) 児童扶養手当をはじめとした経済的支援
(2) 養育費の確保の推進
(3) 教育費負担の軽減 (再掲)

<分野横断的な施策>

- ①確実に支援につなぐ仕組みづくり
- ②地域における支援体制の充実強化

長崎市子どもの貧困対策推進計画
令和5年3月発行
編集・発行／長崎市こども部こども政策課

〒850-8685 長崎県長崎市魚の町4番1号
TEL:095-829-1278

🏠<https://ekao-ng.jp/>

いい顔で子育てしよう



ekao-ng.jp

長崎市の子育て応援情報サイト「イーカオ」



長崎市 イーカオ

検索